

広島県告示第四百八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上野原地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
東広島市	高屋町造賀	二七六二番	標柱一号及び十三号
		一〇六九九番一	標柱二号、三号、六号、七号及び八号
		一〇六九八番九	標柱四号
		一〇六九八番一〇	標柱五号
		二七五九番一	標柱九号
		二七六〇番一	標柱十号及び十一号
		二七六〇番一	標柱十二号